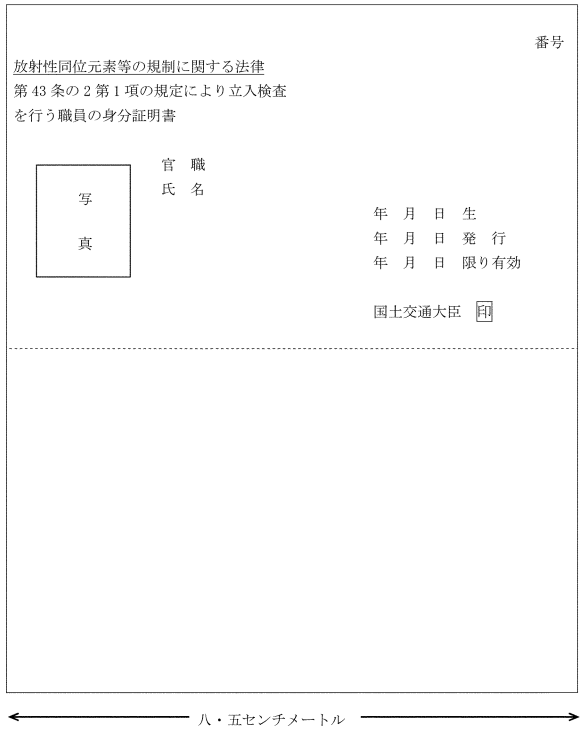
（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第十条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十六年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
放射性同位元素等の規制に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。 （表）  	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。 （表） 